

保険契約の 国際会計基準と課題

第一生命保険(株)
取締役専務執行役員

いしい かずま
石井 一真



1. はじめに

保険契約に関する国際会計基準については、1997年4月に国際会計基準委員会（IASB）が保険に関する会計基準を検討するための委員会の設置を承認した以降、その下部組織である「起草委員会」で検討がなされてきた。その後、2001年4月にIASBは、会計基準の世界標準化を推進することを目的として国際会計基準審議会（IASB）へ改組された。その後も保険に関する国際会計基準の検討は継続されてきたが、金融商品とは違い保険商品は各国区々でその会計基準は多様であることなどから、かならずしも順調には進展していなかった。そのため、2005年にEUで国際会計基準が導入されるのに際して、2004年3月に保険契約に関する会計基準については、各国の基準がほぼそのまま適用される会計基準IFRS第4号が暫定的に決定され、現在もこの基準が適用されている。

その後も、保険契約に関する国際会計基準については、検討が継続的に行われ、2007年5月にディスカッション・ペーパーが公表され、2010年7月には公開草案が公表された。そし

て本年6月、5つの主な論点を中心に意見を聴取するための再公開草案が、2013年10月25日を意見締め切りとして公表された。

今回の再公開草案は、世界各国からの数百もの意見に真摯に取り組み、フィールドテスト（影響度調査）を通じた実務上の課題も検討する中で、財務諸表作成者等の意見を一定程度反映したものとなっている。特に、その他の包括利益（OCI）の利用によって、金利の変動要因を資本直入することで損益計算書（PL）のボラティリティーの解消が図られたことは、評価ができるものとなった。1997年に始まって以来、IASB関係者の長期間にわたる保険契約の会計基準創設に向けた努力に敬意を表したい。

一方で、今回の再公開草案は、様々な議論の変遷を経て、修正を繰り返してきた結果、極めて難解かつ複雑となっており、さらには現行の実務が大幅に変わることから、システム開発のコストがかかることに加え、今までと異なる実務を徹底するための教育が必要なことなどに対して大きな懸念がある。これは、IASBの考え方に対して各国等からの意見が多く出され、世界の保険商品の多様性を認識しつつも、単一な会計基準の創設を目指して標準化を図ろうとするIASBの強い想いの表われであるともいえ

る。その結果、日本で主流の伝統的な有配当保険については、解釈の仕方が複雑で難解なものとなっている。

今回の再公開草案に基づく計算手法や実務での実行可能性については、フィールドテストで検証され明らかになっていくであろう。また、会計基準が確定しても、実施までには相当の準備期間が必要と予想される。

いずれにせよ、今回の再公開草案を世界の共通基準に発展させ実務上対応可能なものにするためには、世界各国における保険契約の多様性や費用対効果を踏まえた更なる検討が必要である。

そのような中で、今回の再公開草案では大きな論点が5つあり、それらは、「契約から将来生じると考えられる未稼得の将来利益の計上」、「運用収益に連動する保険契約の扱い」、「保険料収入の表示」、「その他の包括利益（OCI）の利用」、「移行時の取扱い」である。ここでは、生命保険契約に絞り、負債としての計上額や伝統的な日本の有配当保険を中心に私見を述べることにする。

2. 生命保険契約における負債

生命保険契約の会計基準の大きな論点のひとつは、負債として財務諸表に何を計上すべきか、ということである。

国際会計基準でも日本基準でも保険負債の計算において、将来収入される保険料や将来支出する保険金等の支払額で構成されるキャッシュフローを割引率で割り引いた金額を計上する点は同じである。

日本基準では、将来キャッシュフローや割引率は保険料設定時の前提を使用するのに対し、国際会計基準の保険負債は、四半期等の決算時点における保険金等の発生状況をその都度、将

来のキャッシュフローに反映させ、それを同時点におけるリスクフリーレート等を使って割り引く時価法である。したがって、国際会計基準の場合は、保険料を算出したときの前提と異なってくる結果、未稼得の将来利益が財務諸表上に負債として計上されることになる。

一方、日本の生命保険契約における負債評価は、ロックイン方式とよばれる原価法の考え方であり、保険料設定時の前提を使用することから将来利益は発生しない。したがって、IASBの保険契約に関する会計基準はこれまでの日本の基準とは大きく異なることになる。

日本の伝統的な生命保険商品は、保障の開始から保障が終了するまでの保険期間中における保険契約者と生命保険会社との取引価格を約定している。生命保険会社は、時間の経過にともない個々の契約において保険料設定時の状況と異なる運用環境等が発生しても、保険契約者と約定した保険期間中の保険料や保険金・給付金等の水準を変更することなく、保険契約者との約定価格である解約返還金等も変わらない。つまり、伝統的な生命保険契約は、「長い約束」を保険契約者と交わしているものであり、このことを明確にするために、日本基準では、保険料を計算する際に約定した契約内容を、「個々の契約ごとの債務」として、忠実にその金額を保険負債として計上している。例えば、養老保険は、保険期間中に死亡すれば、死亡保険金を支払い、保険期間が満了した時点で生存していれば死亡保険金額と同額の満期保険金を支払う伝統的な生命保険である。契約時点において保険契約者が支払う保険料を設定する際に、満期保険金等を支払うために、保険料の入金に応じて、1年後の積立額、2年後の積立額、……、満期時点では満期保険金額と同額の積立というように満期までの積立予定を「設計図」としてお客様と取り決めている。この設計図は、保険料が変わらない限り変更しないので、保険期間

中における保険契約者の権利が明確になっているのと同時に保険会社が保険金等の支払を確実に履行するための積立額、すなわち責任準備金も明確になる。この保険契約者と取り決めた長い約束を支える設計図に基づいて、個々の契約の保険料の入金とそれに対応した債務としての責任準備金を時間の経過に従って負債として計上するのである。

3. 将来のリスクへの対応と時価情報開示

今日的には、生命保険会社は運用環境等の大幅な変動を視野においたフォワードルッキングの視点も必要となっている。すなわち、長期の生命保険の場合は、その期間中に想定外のリスクが存在する。想定以上のリスクが発生したとしても、生命保険会社はお客様との約束を守ることが使命であり、お約束した保険料等を変更することなく確実に保険金等をお支払していくためには、将来のリスクを分析し、責任準備金の積立として必要な対応を図る必要がある。このため、将来収支分析の実施や生命保険会社を規制している保険業法に定める標準的な責任準備金の積立や様々なリスクに対応するための準備金の積立を行うほか、必要に応じて責任準備金の積増を行うなど、生命保険会社としての支払い能力の確保を行っている。

また、時価に対する要望にも応えるために、財務諸表とは別に、潜在価値 EV (Embedded Value) の開示を行っている場合もある。これは、貸借対照表上の純資産の部の金額に必要な修正を加えた「修正純資産」と、保有契約から生じる将来の税引き後利益の現在価値である「保有契約価値」を合計したものであり、株主に帰属する企業価値を表す指標のひとつである。この算出の際には、決算時点におけるリスクフリーレートや直近の保険金等の発生状況を

使用することによって、負債における時価要素を反映し、会計基準とは別に、時価情報を開示している。ただし、生命保険の長期性から、割引率の少しの変動で潜在価値 (EV) が大きく変動することや、運用環境等の変動が大きい場合には、経営努力による改善効果などを見えなくしてしまうのは、大きな課題である。

4. 日本における責任準備金の機能と役割

日本の生命保険では、保障期間が10年、20年、30年、あるいは終身という超長期であり、保険契約者から払い込まれる保険料は長期間に渡って約定価格として固定され、一方で、保険金等の支払についても契約時にお約束した金額で固定されるのが伝統的な生命保険商品である。

生命保険会社の使命は、どのような場合においても契約時に保険契約者とお約束した保険金や給付金を確実にお支払することであり、このことがお客様の生命保険会社への信頼の根幹をなすものである。その根幹を支えているのが責任準備金の積立である。

責任準備金の積立というのは、商品の仕組みに応じ、毎年、計画的に確実に積み立て、満期時点では積立金額は満期保険金に到達する。この責任準備金が積めるか積めないかということが、まさに保険会社の健全性そのものである。

責任準備金の機能は、以上のように保険金・給付金等の確実なお支払を確保するものであるが、日本の生命保険の責任準備金には、生命保険会社の期間損益を司る役割がある。それは、実際に入金された保険料のみを認識する考え方と、支払義務が発生したあるいは発生しているとみなされる保険金等を認識する考え方に基づくものである。このような実現性を重んじる考

え方や発生主義の考え方は日本の生命保険会社を規制している保険業法の根幹となっているものである。責任準備金もこのような考え方に基づいて積み立てられている。例えば、保守主義の観点から、決算年度に生命保険会社に実際に入金した保険料以外は、保険料収入に計上しない。そして、責任準備金も、実際に入金した保険料を基準として積み立てている。また、現行の日本基準では、時間の経過に従って、利益が発生する原価法の考え方であり、将来利益は算入しない。このような仕組みは、現金として社外流出する株主配当や契約者配当の決定によって期間損益を正しく測定し、分配可能利益を算出することを重要な目的としているからである。

5. 日本の伝統的な有配当保険の特徴

前述した責任準備金の機能および役割ならびに将来のリスクへの対応を前提としつつ、日本の伝統的な有配当保険は、保険契約者にとっては配当に対する期待を醸成させるものであり、生命保険会社にとってはリスク吸収機能を有しているものである。有配当保険は、大数の法則に基づく相互扶助の考え方を基本におきながら、運用環境等の変動による保険料の計算基礎の変化を吸収する機能を果たしてきた。すなわち、極めて長期の生命保険契約においては、将来の運用環境等是不確実であるが、一旦契約者にお約束した保険料は変更できないので、将来の想定できない変動リスクを吸収できるようにするためには、保険料の設定においてある程度の保守的な前提を使用することによって、約定の履行を果たすというのが基本的な考え方である。したがって、運用環境等が良好ならば、その分を契約者配当として還元するし、環境が悪化すれば契約者配当を減じることによってリス

クの吸収をしてきた。保険契約者と個々に約定した契約内容に応じた債務である責任準備金を積み立て、将来のリスクへの対応を行いながら、毎年保険会社が会社の健全性の確保を前提として、法令に基づいて配当を決定している。これこそ日本の伝統的な有配当保険の特徴のひとつである。

6. 会計基準に求めるもの

国際会計基準は、一般目的の財務報告である。基本は、投資家を対象としており、投資するかどうか、資金提供するかどうかの意思決定のための情報提供機能が最重要視されている。現在の日本の生命保険に関する財務報告は、監督目的も兼ね備えており、また保険契約者も情報提供対象者として大きな位置づけを占めている。さらには、税制については、確定決算主義のもと財務報告をベースとしているし、株主配当や契約者配当の決定も現在の財務諸表に基づいている。

一方、欧州では、ドイツをはじめ多くの国が連単分離であり、連結決算書類は国際会計基準であるが、単体決算は各国の基準に基づいている。これは、投資家を対象とした比較可能性を求めるための国際会計基準と法令対応や税務目的である各国基準とを使い分けていることによるものであろう。

また、米国では、監督会計としての法定会計（SAP会計）とは別に、米国財務会計いわゆるUSGAAPが一般目的として使用されている。

今回の保険契約に関する再公開草案は将来の見積りによる利益を負債として計上することになるのであるが、これは現在の国際会計基準の概念フレームワークとの調整を図ることが必要と思われるが、将来利益を認識することは、欧州で始まった潜在価値（EV）の世界であり、

経営指標としては有用としても、会計手法としては一般的に認知されていない。本来的には、会社の価値は、財務諸表利用者が会計情報を元に推計するものだが、生命保険の場合は、測定が難しい等の理由で、生命保険会社が自ら算出し、潜在価値（EV）として公表するようになったものである。

7. 最後に

1997年から検討を開始した保険契約の会計基準の議論を経る中で、保険商品は国によって異なり様々な特徴があることが益々クローズアップされてきている。そして、保険契約に関する会計基準も各国で異なっている。保険の国際会計基準は、世界の様々に異なる保険会計を統一しようという取組であるものの、前述のようにハードルは高く、同時に長期間の検討が必要となっている。将来の見積り利益を認識し、それを負債として計上することが会計としてふ

さわしいのであろうか、という課題は根本的なものである。潜在価値（EV）と会計を一緒にするのではなく、それぞれの存在意義を認識し、別々に存在しているが故に、牽制機能が働いているともいえる。

さらには、金融商品とは違い保険商品は各国区々でその会計基準が多様であるにもかかわらず、一律の基準を適用すること自体に困難があるのではないかと考えると、保険契約の国際会計基準としては詳細な規定をおくのではなく、相当程度概念的なものに収斂させることも一考の価値があろう。一方では、グローバリゼーションの時代であり、お金は国境を越えて世界を駆け巡るのだから、それに合わせた比較可能性のある目的適合的な会計基準が必要なのだ、という考え方も理解できよう。

だからこそ、連単分離の知恵も使いつつ、原価法と時価法、資産・負債法と期間損益、財務諸表の利用目的や利用者を考慮した調和を図る視点での更なる検討が重要であろう。